

広 報

う ら う す

2025
No.734

11



目 次

- 表紙 開校30周年記念 浦臼小学校学習発表会
2P うらうすぶんのひとりの夢
3P 高齢者等冬の生活支援助成事業
4～5P インフルエンザ、新型コロナワクチン接種
のお知らせ

私たちが浦白には誇らしきひとりと産品の仕に風景や仕事の数々があります。多くの人々の思いを紹介します。

こども園では、表現することを大切にしています。音楽はその一つです。

子どもの可能性を 広げることは大人の責任

気づけば音楽と表現がある生活に
浦白町で保育教諭を始めてから十五年が経ちます。美唄市の出身で小さい頃からピアノを習っていて、吹奏楽、短大ではミュージカルも経験しました。祖母が大切にしていたお琴は大人になつてから習い始めました。気づけば表現することや文化に触れることが自分の生活の一部になっていきます。強く意識してきたわけではないですが、振り返ると音楽や表現に導かれてここまで来た気がします。

子どもの「世界」を広げ、 挑戦する力を育む



橘 希美 さん

地域の人々が来やすいコンサートを始めから、楽しみにしてくれる声もあります。

子どもたちの自信の芽を、 地域で育む

子どもたちには自分の気持ちを表現できるようにしてほしい。音大出身の先生も加わってくれて、園全体で力を合わせて音楽活動が続いています。地域の人の向けて年に二回コンサートを開きます。使わなくなった小学校の鼓笛隊の楽器を借りてきて、子どもたちに吹かせてみました。意外とできるものです。メロディは無理でもタイミングで音を出すだけで曲になっていく。工夫次第で本物の音楽体験になります。

演奏が完璧であることが目標ではありません。子どもたちが「できる」と実感する体験を積み重ねてほしい。それが目標です。

園の外でも「えみえみ音楽隊」という教室を開いています。今は年中から小四まで十七人が参加してくれて、週一回集まっています。卒園した子どもが、また音楽に触れられる場所にしたい。続けられる場を作っておきたかったんです。

そういう体験が、大人になってからの人生の豊かさにつながると思っています。自分の思っていることを、きちんと外に表現できる人になってほしい。小さな町だからこそ、視野を狭めることなく、多様な可能性に出会わせてあげたい。それが、私たち大人の責任なのではないかと感じています。

自分の孫が出ていなくても見に来てくれる人がいる。子どもたちも「自分の演奏を地域の人が楽しんでくれている」と実感しています。それは大きな自信になります。知らない人に褒めてもらうことは、親や先生からの言葉とはまた違って深く心に残るものです。

今、園には四十四人の子どもがいます。この子たちが成長し大人になった時、どうか、自分のことを好きでいてほしい。自分のことを認めて、胸を張って生きてほしい。そのために「地域から愛される」という体験が必要だと思います。浦白はそういう環境があります。本当にありがたいことだと感謝しています。

音楽に限らず、美術館やお化け屋敷を企画して地域の人を招待することもあります。百人以上が来てくれて、保護者も一緒に手伝ってくれる。子どもたちにとっても地域にとっても楽しい時間になっています。

園に来て何かしてみたいと思ったら、ぜひ言うてください。できることを持ち寄り、一緒にやれば楽しくなります。つながりも広がって、子どもたちの元氣や楽しみにつながります。地域ぐるみで子どもを育てていけたらと思っています。

子どもたちが大きくなったときに、「自分には好きなことがある」「挑戦できる」と思えるように。地域みんなの豊かさの中を押さえることは、地域社会の豊かさにもつながるのではないのでしょうか。

橘 希美（たちばな のぞみ）さん●1978年生まれ。美唄市出身。浦白町認定こども園なかよし副園長。最近では独学でフルート、三線、カリンバも勉強中。趣味は舞台観劇。様々なジャンルを観劇し、マンガやアニメなどポップカルチャーの世界観を舞台で再現する「2.5次元舞台」にも造詣がある。

11月30日は「年金の日」です！

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



（ホームページ）



浦臼町高齢者等冬の生活支援助成事業について

今年度も厳しい冬期間の生活、生計を支援するための事業を実施します。

給付の対象は昨年同様、灯油を使用している世帯とオール電化住宅の世帯で、助成金額は1世帯8,000円です。

対象は下記の「対象者の条件」を全て満たしており、かつ「対象世帯」のいずれかに該当している世帯です。該当すると思われる世帯には10月下旬に申請書等を送付しておりますが、申請書等が届いていなく該当となる心当たりのある世帯の方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

「対象者の条件」

- ・令和7年11月1日現在で浦臼町内に住所を有し、現に居住している者
- ・町民税非課税世帯で、町税の滞納がない世帯

「対象世帯」

- ・令和7年11月1日現在で65歳以上の者が属する世帯
- ・身体障害者手帳1級又は2級に該当の者が属する世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳1級に該当の者が属する世帯
- ・療育手帳A判定に該当の者が属する世帯
- ・ひとり親家庭等の母又は父の世帯
- ・生活保護受給世帯

※独居世帯で長期入院又は施設等に入所している者は非該当。

当事業で利用（給油）可能な業者は次の町内事業者に限ります。

ピンネ農協浦臼給油所・宮野商事株式会社・有限会社マルフク尾花

お問い合わせ 福祉課介護福祉係（保健センター）電話：0125-68-2288

インフルエンザ予防接種費助成

インフルエンザは、例年11月から3月にかけて流行します。インフルエンザに感染すると、38℃以上の発熱、頭痛や関節痛、筋肉痛などの症状が急に現れ、高齢の方や基礎疾患を持つ方は、肺炎を伴うなど重症化することがあります。ワクチンを接種することが、感染予防、重症化予防に効果的です。

★高齢者の定期予防接種の助成について

対 象 者：65歳以上の方

60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸機能に自己の身の周りの日常生活行動が極度に制限される程度（身障手帳1級程度）の障がい有する方や、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方

接種回数：1回

助 成 額：1名1回1,500円

（生活保護世帯の方は自己負担がありませんが、接種の際「生活保護受給証明書」の提出が必要です。役場住民係窓口で、証明書発行願の手続きをし、空知総合振興局から受給証明書が届いてから医療機関に申し込みをしてください。）

定期接種の助成対象となる医療機関

【浦 臼 町】浦臼町立診療所

【奈 井 江 町】奈井江町立国民健康保険病院、方波見医院、岸本内科消化器科クリニック

【砂 川 市】砂川市立病院（内科・循環器内科）、細谷医院、明円医院

すながわ耳鼻咽喉科、いとう内科・循環器科クリニック（定期通院者のみ、完全予約制）

【滝 川 市】滝川市立病院（透析患者・入院患者のみ）、石田クリニック

おい内科循環器クリニック、神部クリニック、久保会医院

滝川脳神経外科病院、青藍会クリニック、こしお整形外科クリニック

【新十津川町】花月クリニック、空知中央病院

【雨 竜 町】新雨竜第一病院

【月 形 町】月形町立病院

【美 唄 市】あおぞらクリニック、しろした内科・小児科クリニック

なかむら内科・消化器内科クリニック（完全予約制）

※上記にないかかりつけの医療機関での接種を希望される場合は、医療機関又は保健センターにご相談ください。

※予防接種ができる期間は医療機関により異なりますので、**必ず事前に電話などで確認や予約をしてください。**

※任意のインフルエンザ予防接種の助成については、対象となる方（生後6ヶ月～今年度高校3年生に相当する年齢の方、就学前のお子さんを持つ保護者の方、妊娠中の方）に文書を送付しています。詳細については、送付された文書をご覧ください。

お問い合わせ 福祉課保健指導係（保健センター） 電話：0125-69-2100

新型コロナワクチン定期接種のお知らせ

～定期接種の対象者～

- (1) 接種時に65歳以上の方
- (2) 接種時に60歳から64歳の方で心臓、腎臓または呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方（これらの疾患で身体障害者手帳1級相当）

* 定期接種の対象とならない方は「任意接種」となり、全額自己負担となります。希望される方は、医療機関にご相談ください。

～接種可能な医療機関・接種期間など～

医療機関	連絡先	接種期間	その他
奈井江町立国民健康保険病院（奈井江町）	0125-65-2221	11月1日～令和8年3月31日	
方波見医院（奈井江町）	0125-65-2016	11月1日～令和8年3月31日	通院中の方のみ実施
岸本内科消化器科クリニック（奈井江町）	0125-66-2001	11月1日～令和8年3月31日	
細谷医院（砂川市）	0125-52-3057	令和8年1月のみ実施	通院中の方のみ実施
明円医院（砂川市）	0125-53-2100	10月1日～令和8年1月31日	月曜日午後のみ実施
いとう内科・循環器科クリニック（砂川市）	0125-55-3355	令和8年1月のみ実施	通院中の方のみ実施
石田クリニック（滝川市）	0125-24-2125	10月1日～12月31日	通院中の方のみ実施
おおい内科循環器クリニック（滝川市）	0125-23-8880	10月1日～令和8年3月31日	
シーザーズ・メディ・ケア 神部クリニック（滝川市）	0125-22-2021	10月1日～令和8年3月31日	
久保会医院（滝川市）	0125-22-3363	10月1日～12月31日	金曜日のみ実施
青藍会クリニック（滝川市）	0125-23-5195	10月1日～令和8年3月31日	通院中の方のみ実施
花月クリニック（新十津川町）	0125-74-2021	10月1日～令和8年1月31日	
国民健康保険 月形町立病院（月形町）	0126-53-2241	10月20日～令和8年3月31日	
なかむら内科・消化器内科クリニック（美唄市）	0126-63-1555	10月1日～令和8年3月31日	11月の接種はありません
しろした内科・小児科クリニック（美唄市）	0126-63-2780	11月1日～令和8年3月31日	
あおぞらクリニック（美唄市）	0126-66-6355	10月1日～令和8年3月31日	

- ・ 令和7年10月3日現在の情報です。今後医療機関や接種期間等に変更があった場合は、ホームページなどでお知らせします。
- ・ 接種を希望される場合、必ず事前に予約をお願いします。
- ・ 接種は希望される方がうけるものであり、義務ではありません。
- ・ 浦臼町立診療所では、新型コロナワクチンの予防接種はできません。
- ・ かかりつけ医で接種できない方は、保健センターまでご相談ください。

～接種費用（自己負担額）～

窓口支払い額は、6,000円です。（接種回数は1回）

令和7年度から国の助成が終了したため、自己負担額が変更になりました。

* 生活保護世帯の方は自己負担はありませんが証明書が必要ですので、詳細は保健センターへお問い合わせください。

お問い合わせ：福祉課保健指導係（保健センター） 電話：0125-69-2100

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です

こども家庭庁では「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しています。

家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています。



【児童虐待とは？】

- 身体的虐待 ～ 殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など
- 性的虐待 ～ 子どもへの性的行為、性的行為を見せる など
- ネグレクト ～ 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置にするなど
- 心理的虐待 ～ 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

【「虐待かな？」と思ったら…まずは連絡189】

少しでも虐待の可能性を感じたら、迷わずお電話ください。

※相談は匿名で行うことも可能です。

※相談者や相談内容に関する秘密は守られます。



親子のための相談LINE

子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口として「親子のための相談LINE」があります。

ひとりで悩まずに、お気軽にご相談ください。詳しくはこども家庭庁のホームページをご覧ください。



こども家庭庁ホームページ
親子のための相談LINE

【児童虐待に関する相談先】

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・児童相談所全国共通ダイヤル | 電話：189 |
| ・岩見沢児童相談所 | 電話：0126-22-1119 |
| ・福祉課子育て支援係 | 電話：0125-69-2100 |

有料広告

ほくもんフリーローン『まねき猫』

ご融資金利 年5.0%、年7.0%、年9.0%、年14.0%
(固定金利・保証料含む) (平成27年4月1日現在)

※ご融資金利は保証会社の審査のうえで決定させていただきます。
※さらにお取引内容によって上記金利より年0.20%優遇いたします。

・ご融資金額 500万円以内 ・ご利用期間 10年以内

※融資条件を変更する場合は、手数料がかかる場合があります。

※保証会社の審査によって、ご希望に添えない場合があります。

※詳しくは当金庫本支店窓口にお問合わせください。

他金融機関、クレジット、消費者金融で

ご利用中のローンの借換もOK

ふれあいを大切にする
北門信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

北門信用金庫 浦臼支店 TEL 68-2011

よりだ会議

No.192(R7.11.5発行)

令和7年 第3回浦臼町議会定例会 一般質問

第3回定例会は9月3日に開催し、議員4名から一般質問がありましたので、内容を要約し報告します。



柴田議員

町民まちづくり活動応援補助金事業について

Q 質問

この事業は、町民の自主的な地域コミュニティの推進やまちづくり活動への助成により、地域や町の活性化を目指すものである。

① 今までの助成内容は。

② 審査会の時期を2月から3月にする事で、活動期間を4月からの1年間にできるのでは。

③ 審査会は町づくり委員会に委嘱しているが、副町長を代表とする関係課長数人に任せるべきでは。

また、町づくり委員が採点し優劣を付けるやり方は、まちづくりに取り組むものとする意欲に水を指すように思う。町づくり委員会は町に対しての様々な提言や進

言などを活動基本とするべきではないか。

④ 補助率を100%としては。

⑤ 申請書類を簡素化し、取り組みやすいものにしては。

A 町長答弁

① 平成29年度から昨年度までに8団体、14事業を採択している。

② 募集時期や審査会開催時期の見直し、債務負担行為の承認等により対応は可能と考えている。次年度からの課題解決に向けて検討していく。

③ 職員が審査を行うと行政的な視点に偏る恐れがあるため、町づくり委員が審査を行うことで町民の視点から平等性や公平性を確保できると考える。

採点方式は審査結果を客観的に判断するため評価を数値化するためであり、当該団体にのみ点数を公表している。予算の範囲内で執行する必要があるため、客観性を担保できるこの採点方式が必要と考える。

福祉の町づくり委員会は設置規則に定めるとおり、町長の諮問事項等の調査研究を行い、その結果に基づき町長に意見を述べるものとされており、現に諮問機関に位置づけられている。

④ 補助率を引き上げることのできるハードルは下がるが、事業効果や持続性、費用の根拠等の検討が不十分な状態での申請増加も懸念される。現行補助率を維持しつつ、地域の活動団体が主体性を持って自発的に企画提案するまちづくり事業を支援していく。なお、補助率の算定方法については改善を検討する。

⑤ 提出書類は補助申請において一般的なものであり、必要最低限のものと考えている。団体から相談があれば担当係からの助言や参考資料提示等の作成支援で対応していく。

Q 再質問

今回、桜ヶ丘公園に桜を植えるなど、本来町がやるべき事業を自費で行って

る団体もある。そういった発想の時点で点数的には100点であり、町民が町のために行った事業に対しては100%補助するべきだと考えるが。

A町長再答弁

補助率を100%にしなかった理由として、自費を使ってもこの事業をやりたいという強い意思表示の部分をお案し、8割までの補助として10年前にこの事業が始まった経過がある。その考えは今でも変わっていないが、事業自体の改善・見直しについては今後とも進めていく。



中山議員

クマ出没に対するドローンの活用

Q質問

本町におけるクマの駆除は、15年ほど前から箱わなで3頭、発砲での駆除は1頭。数年前に晩生内に出没したクマは早朝から夜まで、民家に近い場所での活動も確認されるなど、事故が起きなかったことは幸いだったが、駆除には至らなかった。2年前には発砲による駆除が行われたが、猟友会の追跡による駆除となり、非常に危険な対応だったと考える。

A町長答弁

現在、クマの出没に対応するための赤外線付きドローンがあり、町民の安全・安心のためにもドローンの導入が必要では。

赤外線カメラ搭載のドロー

ーンの活用は、ヒグマへの近接リスクを事前に察知・回避する行動を促すことができ、結果として遭遇件数の減少と迅速な現場対応の両立が期待できる。

しかし、実際には枝葉の密集度や障害物の状況により熱感知ができない場面も多く、導入と運用にかかる費用を考慮すると費用対効果は高くないと考えている。現段階で直ちに導入する

考えはないが、ヒグマ捕獲に従事される方の安全確保のため一定の有効性を理解するものであり、自然災害時の救助や状況確認などの多目的利用も含めた効果の検証、機器の選定を進め、将来的な導入もしくは専門事業者への業務委託を検討していく。

Q再質問

ドローンは1機当たり100万円前後で導入ができるという資料もある。また、安心・安全、命を守ることにに対しては費用対効果を求めているのではないと考える。

また、クマ出没時は猟友会と連携を取って対応しているが、今までに駆除に対する訓練などは行われていない。今後は猟友会と駆除に向けた訓練や、初動のマニユアルなどを作っていく必要があるのではないかと考える。

A町長再答弁

クマ単独でのドローン購入は難しいが、災害時なども含め必要性を十分感じられるものであれば、今後検討していく。

A産業課長答弁

緊急銃猟ではマニユアルの作成も義務付けられていて、訓練についても考えていく。

坂本龍馬生誕200年事業に向けて

Q質問

2035年に坂本龍馬生誕200年を迎えるが、今後10年の間に十分な計画を立て、内容の濃いイベントを行ってはどうか。

A町長答弁

10年先に向けての取り組みであり現時点で確約できるものではないが、イベントの開催に向け本町の歴史文化アドバイザーを務める前田由紀枝氏からアドバイスをいただくとともに、北海道龍馬会や郷土史料館を所管する教育委員会とも連携し、坂本龍馬と本町の関係にふさわしい形のイベントとして検討をしていく。



静山議員

スマート農業

Q質問

農業人口が減り、1戸当たりの農業者の経営面積が拡大していく中、農業の効率を高めるための手段の一つとしてスマート農業の普及展開が必要とされている。国が重要視している農業

転換期における「スマート農業技術活用促進法」や、スマート農業には欠かせないGPS機能を踏まえ、RTK基地局の設置など、本町の基幹産業、農業について町長の考えは。

※RTK：GPS衛星からの電波を直接及び基地局経由の2系統から受信することで、より高精度な位置情報をリアルタイムで得られる技術。

A町長答弁

経営形態や条件により耕作可能面積に差はあるが、農業者自身の高齢化や後継者問題、雇用環境の悪化も重なり、これ以上の規模拡大は難しいと判断されている方が多いと考えている。

その対応策として農作業の合理化・省力化が不可欠であり、今回の法施行によりスマート農業が一層促進され支援策が充実されることは、本町のこれまでの取り組みとも合致し、後押しとなることを期待するものである。本町では、令和3

年度に自動操舵補助システムやGPS機能付きの田植え機、ドローンなどの機器導入に利用できる補助事業「農業活性化支援事業」を制度化し積極的に活用されているので、今後もスマート農業技術を推進し基幹産業である農業を守るため、課題解決に向けて取り組みを進めていく。

RTK基地局の設置については、ガイダンスシステムやロボットトラクターなどのスマート農業機器においてGPSやその誤差を補正するRTKを利用することにより、ほ場の正確な位置を測定し精密な農作業や自動運転を可能としている。

現在はホクレン設置の基地局を利用して、町内の大半はカバーされていると認識しているが、一部地域においては安定しない、あるいは受信できないなどの状況にあることを確認している。各受信方式により初期投資や運用面で大きな差があるため、将来的に必

要と判断した際には単に不感地区の完全解消を目指すのではなく、コスト面や求められる精度などを総合的に判断し、現実的な方式を検討していく。

通学路の安全性

Q質問

子どもたちが安心して学校に通える環境を整えることは町の義務だと思っている。通学路の安全点検の実施、学校関係者との協議、通学路における防犯カメラ設置の現状と今後について伺う。

A教育長答弁

通学路の安全点検については、平成30年9月に設置した浦臼町登下校安全安心連絡会で策定された「浦臼町登下校安全安心プログラム」を基本とし、令和3年9月に合同点検を行い、危険箇所及びその対応について取りまとめ報告をしていて、必要に応じ適宜点検等を行なうこととしている。

学校との協議は、毎月定例で行っている校長会議及び教頭会議において登下校時の安全確保やルール確認の徹底をお願いしている。

防犯カメラについては主要な公共施設10箇所に設置しているが、通学路は一部しかカバーできていないのが現状である。防犯カメラは通学路の安全性向上の有効手段であると考えているが、設置に当たっては町担当課と協議の上、進めていく必要があると考えている。

農地の価格

Q質問

農産物を取り巻く物価が高騰している。農地の売買価格や賃借料の決定について、農業委員会の考え方は。

A農業委員会会長答弁

10a当たりの単価は、売買では中田（ちゅうでん）平均は約26万円、中畑（ちゅうばた）平均は約3万円前後で推移していて、価格には大きな変動は見られない。

い。また、賃貸料も同様で、中田平均が約1万円、中畑平均が約3千円で安定している。

農地の売買については、後継者不足や相続、資産運用といった要因で売買が活性化する一方、農業の生産性や持続可能性を支える適正な流通が確保される必要がある。地価の高騰が続くと新規就農者の参入障壁となり、地域の生産基盤が脆弱化する恐れがあるので、今後の農業情勢を注視し、適正な市場流通が促進されるよう努めていく。





砂場議員

クマ被害、町の対応

Q 質問

近年、クマの出没が頻発し、住民の生命・財産に対する脅威が高まっている。クマの問題は直接的な被害の農作物被害や人的被害があり、行政による迅速な対応が求められる。

一方で、クマの駆除に対して全国から苦情電話が寄せられ、職員の業務に支障を来た事例もある。浦臼町でも足跡が発見され、いくつかクマの被害が起きてもおかしい。

今後、重大な被害があった場合に報道があれば、町に予先が向けられないとは考えにくい。クマの対応と同時に、苦情の対応も考えなければ職員の職務にも影響が及ぶ。

9月1日からは改正鳥獣保護管理法が施行され、住民の安全が確保できるなどの条件を満たしていれば、自治体がハンターに対して市街地での発砲、いわゆる「緊急銃猟」を委託して実施させることができる。

クマ出没の際、その周知や対策、駆除において、最終的な発砲許可も含めどのような流れで行うのか。また、クマの駆除に関してカスハラと捉えられる苦情があった場合、毅然とした対応を許可するか。

A 町長答弁

緊急銃猟は、市町村長がクマ等の危険鳥獣が人の生命・身体に対する危害を防止する処置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが困難であり、避難等によって地域住民に弾丸が到達する恐れがない場合は、銃猟を捕獲者に委託して実施させることができる。

現場の意思決定は、責任者を置き、警察・猟友会・

振興局・町職員が連携する。現場の状況は無線等で即時共有され、区域の安全確保・避難誘導・周辺住民への通知などの初動対応を並行して進める。発砲の判断は単独の責任者だけではなく、現場関係機関の同意を得る、現場の安全が最大限確保されている場合に射撃を行う。

緊急銃猟の権限は町長にあり、緊急銃猟の実施に伴う損失については町が補償する。

苦情への対応は、町民の生命への危険や財産への被害が生ずる恐れがある個体を「問題個体」と判断の上、駆除するものであり、やむを得ず必要な措置であったことを説明し、理解をいただく。

カスハラへの対応は、カスハラ行為が確認された場合、組織として毅然と対応することを定めている「北海道カススタマーハラスメント防止条例に係る指針」を参考に、本町の実情に合ったカスハラ全般にわたる対

策を定めることになる。

Q 再質問

緊急銃猟には補償という問題が出てくる。

いざ危険が迫って町長に判断が委ねられたとき、発砲の許可を出す意思はあるのか。

苦情には職員の毅然とした対応を望むが、上回る苦情が寄せられると職員の判断も難しい。町長が職員向けに、毅然とした対応を取っていいとの意向を示すことが大事ではないか。

A 町長再答弁

発砲許可は最終手段で、生命・財産に関わる事態に発展する場合は発砲を許可する。

電話を切っても、結局またかかってくる。今の段階ですぐ切るようには言えない。相手に了解してもらえよう対応をするが、限度を超えた場合は個別に判断する。

A 産業課長答弁

発砲の許可は町長がするが、実際は現場の担当者が

判断し発砲の許可を出す。緊急銃猟は町の判断なので、補償は町が一切を補償する。そのために保険加入も進められている。

議会を傍聴してみませんか？

□町議会の定例会は年4回（3、6、9、12月）開きます。詳細な日程については防災無線や新聞折込チラシ、町ホームページ等でお知らせしています。

□難しい手続は不要！傍聴人受付票に名前等を記入するだけで傍聴できます。また、役場1階・2階大型モニターでも議会の様子を配信しています。



審議された事件と結果

第3回浦臼町議会定例会〔9月3日開催〕

条例等の審議と結果

- ◆浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆浦臼町公共下水道設置条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 一可決一
- ◆北海道市町村総合事務組合規約の変更について 一可決一
- ◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について 一可決一
- ◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について 一可決一
- ◆教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
任期満了により、次の者を任命することに同意しました。
・畑山 歩氏 ・米田 弘教氏
- ◆教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて
任期満了により、次の者を任命することに同意しました。
・河本 浩昭氏

財産の取得について

- ◆全身用X線CT装置購入 一式
 - ・契約の目的 浦臼町立診療所医療機器の更新
 - ・契約の方法 指名競争入札
 - ・契約の金額 2075万1500円（うち消費税額188万6500円）
 - ・契約の相手方 株式会社 竹山 代表取締役 土田 拓也
代理人 株式会社 竹山 空知支店 支店長 外崎 良彦

令和7年度予算の補正されたもの

会計名 (補正番号)	補正後の予算額 (補正額)	補正された主なもの
一般会計 (第4号)	44億7418万3000円 (548万円)	定額減税補足給付金事業 549万円 福祉バス運行業務委託料 75万4000円 中山間地域等直接支払交付金 200万円 緊急銃猟関連費用 100万円 道路補修工事 600万円 ラウネナイ川調査設計業務委託料 500万円 小規模災害復旧工事 250万円
特別会計 国民健康保険 (第2号)	1億2082万4000円 (828万4000円)	(歳入) 一般会計繰入金 △2043万1000円 財政調整基金積立金 828万4000円
後期高齢者医療 (第1号)	5985万4000円 (1125万4000円)	後期高齢者医療システム改修業務委託料 99万円 保険料等負担金 1026万4000円

報告事項

◆令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

令和6年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率及び下水道事業会計資金不足比率について報告されました。

普通会計財政健全化判断比率

健全化判断指標	令和6年度 (%)	早期健全化基準 (%)
①実質赤字比率	—	15.0
②連結実質赤字比率	—	20.0
③実質公債費比率	14.2	25.0
④将来負担比率	—	350.0

下水道事業会計資金不足比率

健全化判断指標	令和6年度 (%)	経営健全化基準 (%)
⑤資金不足比率	—	20.0

※「—」は実質収支、連結実質収支が黒字の場合に表示されます。

★健全化判断比率・資金不足比率について

「健全化判断比率」とは地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標です。また、「資金不足比率」は公立病院や下水道など、公営企業の資金不足の程度を示す指標で、これらは法律により、毎年度、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することが定められています。

また、4つの指標のうち1つでも「早期健全化基準」を超えた場合は要注意段階と見なされ、財政再建に取り組むための「早期健全化計画」を策定し国に報告しなければならないほか、地方債の発行に制限がかかる、国の許可が必要になるといったペナルティがあります。

★各指標について

- ①実質赤字比率 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
- ②連結実質赤字比率 地方公共団体のすべての会計を合算して赤字を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の深刻度を示すものです。
- ③実質公債費比率 借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。
- ④将来負担比率 地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の高さを示すものです。
- ⑤資金不足比率 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

請願書・意見書

[意見書]

原案のとおり採択し、関係各省庁に提出しました。

○国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

総務産業常任委員会報告

○高齢者福祉について〈調査日 7月28日〉

〈概 要〉

高齢者福祉に関する次の5項目について、また、社会福祉法人揺籃会 ゆうあいの郷が受託しているうらうすデイサービスセンターにおもむき、現状と課題について調査を行った。



①高齢者人口について

老年人口（65歳以上）は高齢化率、後期高齢化率ともに北海道や全国より高く、令和6年1月1日現在の高齢化率は45.9%、後期高齢化率は26.3%となっている。

②要支援、介護認定状況について

令和6年度末の介護保険認定者数は、第1号被保険者726人中149人、20.5%となっている。

③デイサービス、ショートステイ

令和6年は広域連合内他市町の利用者が増加したことで1日当たり7.9人となり、浦臼町民が7割、他市町が3割となった。なお、浦臼町民が希望した場合に利用ができるように事業所には依頼をしている。

④生活支援事業について

生活支援事業のメニューについては、配食、除雪、安否確認、緊急通報装置となっている。

⑤一般介護予防事業について

貯筋教室、リハビリ専門職の個別相談、生き生きの会、介護予防の日を実施している。

⑥うらうすデイサービスセンター視察

・介護職員の状況

介護職員は全く足りていないため、職員間でやりくりをして対応している。

令和6年10月にインドネシアから6人が来られ就労している。

・監視カメラ等の状況について

防犯カメラは6台を設置し、主に館内を撮影している。

見守りシステムは55室全室にカメラ及びベッドにセンサーが設置され、事務所にあるモニターでリアルタイムに入所者の状況を把握でき職員の負担軽減になっている。導入費用については補助金1966万円、自己資金1480万円で導入された。

・グループホームの今後について

グループホームは要支援2から要介護5まで受け入れができる。特養は要介護3以上という制約があり、要介護1・2の受け皿として良い施設であるが、職員が足りないため休止している。再開には11人の職員が必要となり、現在は再開の目途が立っていない。

〈考 察〉

- ・現在、緊急通報装置が使えるのは固定電話のみ。携帯電話しか通信手段がない世帯も増えているので、対応できるように検討されたい。
- ・ゆうあいの郷の労働力不足は大きな問題であるが、サービスの低下を招かぬよう適切に指導していただきたい。
- ・ゆうあいの郷の労働力確保について協力を求められた場合、町として適切に協議、支援が必要と考える。
- ・介護職員が不足している状況にあって見守りシステムは、入居者と職員の負担軽減にとって良い取り組みであると思われる。運用には入居者へのプライバシーの配慮と職員のモラル向上が必要と考える。

議会の流れ

◎議会運営委員会

8月26日 ・令和7年第3回定例会の運営について

◎全員協議会

- 9月3日 ・令和7年第3回定例会について
 ・補正予算について
 ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 ・月形浦臼線及び浦臼砂川線のダイヤ等の変更について

◎議会広報特別委員会

10月14日 ・議会だより第192号の編集

議会で参加した研修会

議会広報研修会（8月19日 札幌市）

- ・講演 議会の「見える化」と住民との「信頼築く」議会広報の基本と編集
- ・広報クリニック

講師 議会広報サポーター 芳野 政明氏



寄付行為について

議会議員は、選挙区内で金銭や品物を贈ることは
 特定の場合を除いて法律で禁止されています。

また、有権者が求めてもいけません。

ご理解とご協力をお願いいたします。



編集後記

物価高騰が続く中、収穫の秋を迎える時期となりました。米の価格は昨年を上回り、店頭では5kgで税込4千円台後半になっています。生産者として価格の上昇はうれしいことですが、この先需要減少や輸入拡大、または供給過剰による価格の暴落などの懸念は拭えません。生産者、消費者ともに納得できる価格形成が望まれるところです。

今年、地域おこし協力隊がそれぞれキッチンカーとカフェをオープンしました。浦臼の特産品を活かした商品企画や新たな浦臼の魅力を発信する場として大いに期待しています。当面は協力隊との二刀流だそうですが頑張っしてほしいです。微力ですが応援していきたいと思っています。（高田）

委員長	土屋 慎一
副委員長	高田 英利
委員	静川 広巳
委員	砂場 明

「介護予防・日常生活圏域二一ス調査」協力をお願い

10月中旬に、対象となる方（令和7年9月末日時点で65歳以上の方 ※要介護1～5の方は除く）に空知中部広域連合よりアンケート調査を郵送いたしました。

このアンケートは、地域の抱える課題を把握し、介護保険事業計画の策定や評価を行うための資料にするとともに、住民の皆様の介護予防や健康づくり等に役立てる貴重な資料となります。

回答されていない方は、11月28日（金）までにアンケートを記載しポストに投函していただくか、「福祉課介護福祉係（保健センター）」に提出していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ 空知中部広域連合 電話：0125-66-2152

人権擁護委員委嘱

10月9日、札幌法務局滝川支局において、石美紀子氏が人権擁護委員として法務大臣より委嘱されました。人権擁護委員は、差別やいじめ、プライバシーの侵害など人権に関わる悩みの相談を受け付けたり、啓発活動などを行っています。浦臼町の人権擁護委員は他に土屋慎一氏も委嘱されています。



農地パトロール（利用状況調査）の実施

10月10日（金）、農業委員会は、農地制度の適正執行と農地の有効利用の促進を図るため、町内の遊休農地の発生防止と、昨年度に賃貸や売買等により権利が移動した農地の利用状況の確認を行いました。



「犯罪被害者週間」について

11月25日から12月1日まで、「犯罪被害者週間」です。

また、11月25日は、「北海道犯罪被害を考える日」です。

「あなたはひとりじゃない。」

社会全体で犯罪被害者等を支えていくことができる支援の輪を広げていきましょう。

お問い合わせ 滝川警察署犯罪被害者支援係 電話：0125-24-0110

令和7年度 水道事業報告

西空知広域水道企業団

令和7年度上半期（4月1日～9月30日）に行われた水道事業の概況をお知らせします。

主な事業内容として、老朽水道管更新事業、水道メーター取り替え事業、施設改修事業を発注し、順調に進んでいます。また、水質も定期的に検査を行い良好な状態を保っています。

1 建設改良工事の状況

(1) 老朽水道管更新事業

老朽配水管更新計画に基づき、創設時（昭和47・48年）に布設された水道管を順次更新する事業で、今年度は新十津川町746.3m、雨竜町561.4mの更新工事を実施しています。

(2) 水道メーター検定満了取り替え事業

各戸に設置されている水道メーターの使用期限は、計量法により8年と定められていますので、本年度対象の新十津川町280台、雨竜町148台、浦臼町113台の取り替えを実施しています。

(3) 水道施設改修事業

水道施設改修計画に基づき、西空知浄水場中央監視装置機器更新工事、西部地区浄水場薬品注入設備更新工事、西空知浄水場シーケンサー装置改修工事などを行っています。

2 給水装置工事の状況

住宅等で水道管の工事を行う場合は、お客様が指定工事事業者（現在24店登録）に給水装置工事を直接依頼することになっており、現在新設工事申請26件、改造工事申請11件を受け付け、順次検定しております。

3 水質検査の状況

定期検査として、毎月水道栓の水質検査を行っていますが、いずれも異常ありませんでした。

4 給水の状況

令和7年9月末

区 分	浦 臼 町	新十津川町	雨 竜 町	砂 川 市	合 計
給水件数(件)	677	2,617	993	18	4,305
給水人口(人)	1,520	6,110	1,986	52	9,668

5 配水状況（有収水量）

令和7年4月1日～9月30日分

区 分	浦 臼 町	新十津川町	雨 竜 町	砂 川 市	合 計
有 収 水 量(m ³)	57,118	245,933	101,224	1,657	405,932
日平均配水量(m ³)	312	1,344	553	9	2,218

6 経理状況

(1) 収支の概要

令和7年4月1日～9月30日分

収 入 科 目	金 額(千円)	支 出 科 目	金 額(千円)	備 考
収益的収入	133,030	収益的支出	70,151	消費税除く
資本的収入	25,400	資本的支出	104,915	消費税含む
収 入 合 計	158,430	支 出 合 計	175,066	

(2) 資産の現在高 57億2,585万5千円

(3) 負債の現在高 32億2,496万4千円

(4) 資本の現在高 25億0,089万1千円

- ・生活保護・母子および父子・単身老人世帯の方は、それぞれの規定に該当すると料金が軽減されますので、水道企業団にお問い合わせください。
- ・私たちの町に大規模な自然災害等が発生し、浄水場や配水管に被害を受けると、水道が止まってしまう場合があります。普段から水を確保し、万が一の事態に備えましょう。

【水道水の濁り水（赤水）が発生した場合の対応について】

当企業団では、皆さんに安全で安心な水道水をお届けできるよう、水道管の整備や水質の管理を行っています。しかし、経年により水道管内に蓄積された鉄錆が水の流れる方向や速度が変わることで剥離し、水道水が濁る場合があります。これは水道の性質上、不可抗力的なものであるため、それによる損害の補償などはできませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

濁り水（赤水）の対応ですが、少し流したままにしておくとうるやうに解消されますが、しばらく流しても解消されない場合は、企業団までご連絡ください。

水を流す際は、給湯器や浄水器等を通さない蛇口で（お湯ではなく水）流してください。給湯器や浄水器などを通すと故障の原因となる場合があります。

誤って飲んでしまっても、鉄は人体への吸収が少なく大部分が排出されるため、大量に摂取しなければ健康上問題ありませんが、念のため飲用及び洗濯は控えてください。

水質検査結果

令和7年8月4日採水 検査機関 中空知広域水道企業団
基準項目（水道法に基づく水質基準51項目）

No	項目名	単位	浄水		原水	備考
			基準値	結果値	結果値	
1	一般細菌	個/ml	100個/mL以下	0	164	
2	大腸菌		検出されないこと	陰性	陽性	
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003mg/L以下	—	<0.0003	
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005mg/L以下	—	<0.00005	
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01mg/L以下	—	<0.001	
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01mg/L以下	—	0.001	
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01mg/L以下	—	<0.001	
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02mg/L以下	—	<0.002	
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10mg/L以下	0.20	0.15	
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8mg/L以下	—	<0.08	
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0mg/L以下	—	<0.1	
14	四塩化炭素	mg/l	0.002mg/L以下	—	<0.0001	
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05mg/L以下	—	<0.005	
16	シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04mg/L以下	—	<0.0001	
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02mg/L以下	—	<0.0001	
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01mg/L以下	—	<0.0001	
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01mg/L以下	—	<0.0001	
20	ベンゼン	mg/l	0.01mg/L以下	—	<0.0001	
21	塩素酸	mg/l	0.6mg/L以下	0.14	—	
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02mg/L以下	<0.002	—	
23	クロロホルム	mg/l	0.06mg/L以下	0.0164	—	
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03mg/L以下	0.010	—	
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1mg/L以下	0.0012	—	
26	臭素酸	mg/l	0.01mg/L以下	<0.001	—	
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1mg/L以下	0.0236	—	
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03mg/L以下	0.016	—	
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03mg/L以下	0.0060	—	
30	ブロモホルム	mg/l	0.09mg/L以下	<0.0001	—	
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08mg/L以下	<0.008	—	
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0mg/L以下	—	<0.01	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2mg/L以下	<0.01	0.05	
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3mg/L以下	<0.03	0.13	
35	銅及びその化合物	mg/l	1.0mg/L以下	—	<0.01	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200mg/L以下	—	4.2	
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05mg/L以下	—	0.019	
38	塩化物イオン	mg/l	200mg/L以下	5.5	4.0	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	300mg/L以下	—	11.5	
40	蒸発残留物	mg/l	500mg/L以下	—	50	
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2mg/L以下	—	<0.02	
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001mg/L以下	<0.000001	0.000001	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02mg/L以下	<0.005	<0.005	
45	フェノール類	mg/l	0.005mg/L以下	—	<0.0005	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/l	3mg/L以下	0.8	1.3	
47	pH値		5.8以上8.6以下	7.26	7.52	
48	味		異常でないこと	異常なし	—	
49	臭気		異常でないこと	異常なし	青草臭	
50	色度	度	5度以下	<1	5.7	
51	濁度	度	2度以下	<0.1	1.6	
水質管理目標設定項目など						
	残留塩素	mg/l	1.0mg/L以下	0.53	—	
	嫌気性芽胞菌	MPN/100ml		—	0	
	クリプトスポリジウム	個/10L		—	0	
	ジアルジア	個/10L		—	0	
	PFOS及びPFOA	mg/L	0.00005mg/L以下（暫定）	—	<0.000002	

特別養護老人ホームゆうあいの郷 応急手当優良事業所認定更新

特別養護老人ホームゆうあいの郷は応急手当優良事業所認定を更新し、9月30日に砂川地区広域消防組合消防本部消防長室にて認定交付式を行い、佐々木消防長から認定証が交付されました。

この制度は普通救命講習（心肺蘇生法やAEDの取り扱い方法など計3時間）を受講し、受講者が全従業員数の概ね3割に達した事業所に対し認定証を交付する制度で、認定要件を適正に維持していると認めた場合は2年毎に更新することができます。

ゆうあいの郷は当組合の制度設立初年度（平成14年度）から更新を続けており、23年余の永きにわたり応急手当の普及活動に従事され、その間一度も途切れることなく更新し、このたび10回目の更新となりました。当組合内でも10回目を更新する事業所は初となります。

なお、奈井江・浦臼支署では普通救命講習を随時受け付けしておりますので、詳細は救急係までお問い合わせください。



お問い合わせ 砂川地区広域消防組合 奈井江・浦臼支署 電話：0125-65-2259

自衛官募集

募集種目	資格	受付期間	試験日
陸上自衛隊 高等工科 学校生徒	令和8年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業又は中学校卒業見込みの者（平成21年4月2日から平成23年4月1日までの間に生まれた者）	令和7年10月1日 ～ 令和8年1月15日	1次：令和8年1月24、25日のいずれか指定する1日 2次：令和8年2月12日～15日までの間で指定する1日 合格発表：令和8年2月26日
自衛官 候補生	18歳以上 33歳未満の者 現在32歳の方は生年月日により応募の可否が変わります。 詳しくはお問い合わせください。	年間を通じて行っております。 第5回メ切 令和7年12月4日 第6回メ切 令和8年1月13日	第5回：令和7年12月12日、13日 第6回：令和8年1月18日、19日

※受付期間および試験日が変更・延期される場合があります。

詳しくは、自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所までお問い合わせください。

電話：0125-22-2140 ホームページ：<https://www.mod.go.jp/pco/sapporo>

(ホームページ)



～美味しいお米を子どもたちのために～ 学校給食用に新米を寄贈

J Aピンネブランド米生産組合から新米のふっくりんことゆめぴりか、浦臼町クリーン米生産組合から新米の特別栽培米（農薬の使用回数と化学肥料の窒素成分量を基準の50%以下に抑えて栽培したお米）ふっくりんこ、それぞれ120kgが学校給食用として教育委員会へ寄贈されました。

地元のお米を小中学生に食べてもらいたいという思いから毎年寄贈されており、後日、学校給食にて提供される予定です。



HEALTH INFORMATION

福祉課保健指導係（保健センター）
電話：0125-69-2100

減る脂一運動教室 in the nightのお知らせ

9月の教室は5名の方に参加して頂き、筋力トレーニングや格闘系エクササイズで汗を流しました。格闘系エクササイズとは、キックやパンチなどを取り入れた有酸素運動です。有酸素運動には、体脂肪の燃焼やストレス軽減などの効果があります。健診の結果が思わしくなかった方や、冬場の運動不足を解消したい方、ストレス発散したい方など、みなさんの参加をお待ちしております。

1回だけの参加也大歓迎です！

対 象 町内にお住まいの方（概ね20～50歳代）

日 程 11月28日（金） 12月5日（金）

時 間 18時30分～20時00分

場 所 保健センター

内 容 健康運動指導士によるストレッチ、
筋力トレーニング、格闘系エクササイズ 等

参加料金 500円（初回参加時のみ徴収）

※今年度は、健診・検診を受診した方の
参加料免除はありません

*参加をご希望の方は、各日程の前日までに保健センターに
お申し込みください。

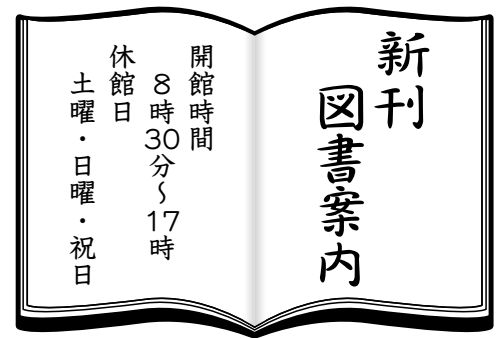
*継続して参加された方には、健康グッズをプレゼント！
ぜひたくさん参加してゲットしてくださいね。



9月の教室の様子

秋を彩った紅葉も徐々に終わりを迎え、冬の気配を感じる頃となりました。みなさんいかがお過ごしでしょうか？

農村センター図書室では、人気作家の新作や実写映画の記録のヒットにより再び脚光を浴びた原作小説『国宝』の愛蔵版、今月からNetflixにて実写ドラマが配信される『イクサガミ』シリーズなどが新たに入荷されました。日毎に冷え込みが厳しくなるこの時期、室内での読書はいかがでしょう。多くの方のご利用をお待ちしております。



児童書 20冊（リクエスト本含む）

どうせ世界は終わるけど	結城 真一郎	小学館
路地裏の二・二六	伊吹 亜門	PHP研究所
札幌誕生	門井 慶喜	河出書房新社
マスカレード・ライフ	東野 圭吾	集英社
ありか	瀬尾 まいこ	水鈴社
YABUNONAKA-ヤブノナカー	金原 ひとみ	文藝春秋
鬼哭 帝銀事件異説	鳴海 章	小学館
化物園	恒川 光太郎	中央公論新社
愛蔵版 国宝 上 青春篇	吉田 修一	朝日新聞出版
愛蔵版 国宝 下 花道篇	吉田 修一	朝日新聞出版
イクサガミ 天	今村 翔吾	講談社
イクサガミ 地	今村 翔吾	講談社
イクサガミ 人	今村 翔吾	講談社
イクサガミ 神	今村 翔吾	講談社
幸村を討て	今村 翔吾	中央公論新社
またうど	村木 嵐	幻冬舎
墓じまいラブソディ	垣谷 美雨	朝日新聞出版
見るだけでわかる!!英語ピクト図鑑	マーク (村木幸司)	プレジデント社
もっと体にいい!米粉100レシピ	高橋 ヒロ	主婦と生活社
キーティキーティキーティの オールシーズンクロッシェ	KiITEEKiITEEKiITEE 佐々木 元子	アップルミンツ (E&Gクリエイツ)



『どうせ世界は終わるけど』
結城 真一郎/著

人類滅亡の危機がやってくる…ただし百年後に。世界を駆け巡った衝撃ニュース。しかし、「終末」を意識するには、小惑星衝突までの猶予は長かった。



『鬼哭 帝銀事件異説』
鳴海 章/著

昭和23年、行員ら12人が毒殺され、現金と小切手を奪われた「帝銀事件」。実行犯が告白する驚愕の真実とは…。



『イクサガミ 天』
今村 翔吾/著

明治11年。深夜の京都、天龍寺。ある怪文書によって、腕に覚えのある292人が集められた。大迫力の侍バトルロワイヤル小説！

📖 次回は児童書を中心にご紹介します！

だれでも食堂のご案内

浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

混雑をさけるため、予約制での開催といたしますので、事前にお申し込みをお願いします。

たくさんの方のご来場をお待ちしております。

日 時：11月15日(土)

11時30分～13時30分

※11時30分から30分ごとの時間予約制です。料 金：大人200円 18歳以下無料

開催場所：ふれあいの家（中央団地敷地内）

メニュー：ムニエル・カボチャサラダ

ご飯・みそ汁

申込先：電話 090-2811-8196

代表 鎌田 眞美

※会場が使用できない場合は中止となります。



今月の

粗大ごみ収集日

は

11月18日(火)

です。

11月11日(火)までに申し込みをされた方の戸別(訪問)収集日です。

※12月の収集日は12月16日(火)です。申込締切日は12月9日(火)です。



短歌

浦臼短歌会

カボチャに目や口書いて魔女の顔
笑い声ひびくふれ合い広場

井川 恵美子

うろこ雲いつしか去りて青空に
気分かるやか「新米」届く

井下 隼子

猛暑過ぎ季節は最早秋風に
庭の山萩赤あかと咲く

藤岡 恭萬

手術後のヒザの痛みに耐え癒えて
ようやく戻る妻の笑顔が

森 一喜

何処までも天高き空澄みわたり
トンボ群れ飛ぶ午后の陽だまり

森 小夜子

おくやみ申し上げます

和田 政 義さん 91歳 9月29日
浦臼第2

ご厚志ありがとうございます

〇社会福祉協議会へ
故人の生前のお礼として
三 谷 益 敏さん 札幌市
(故 三 谷 禮 子さん) 3万円

編集後記

11月号では、認定こども園と小学校の発表会の取材に行きました。園児、児童ともに演技や演奏、ダンスなどを楽しんでいる印象でした。特にみんな上手に楽器を演奏できていたように感じました。私は学芸会の当日に鍵盤ハーモニカの吹き口を紛失したり、シンバルやコンガのたたき方が変だったと家族に言われるなど学芸会には苦い思い出があります。

今年も早いもので残り2ヶ月となりました。山に雪が観測された頃にこの編集後記を書いておりますが、広報が届く頃には雪が降っているでしょうか。早めに冬支度を済ませ、「雪」「寒さ」に負けないようにしましょう。(中村)

有料広告

あなたの悩みに
コタエを出します

面談 完全無料
電話 0125-22-8373
相談予約ダイヤル 平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

電話で相談 011-281-8686 1回15分 相談無料
※掲載の時間や相談方法は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

最終処分場放流水水質検査結果(9月分)

項目 採取日	水素イオン 濃度 〔pH〕	浮遊物質 質量 〔SS〕	生物化学的 酸素要求量 〔BOD〕	化学的 酸素要求量 〔COD-Mn〕	全窒素 〔T-N〕
9月11日(木)	7.7	1未満	0.9	3.7	1.0
基準値	5.8~8.6	10以下	20以下	90以下	120以下

自動車運転免許更新時講習会

優良運転手のみが受講できる講習会で、ご自宅に「運転免許証更新連絡書」が届きますので、滝川警察署砂川警察庁舎等で更新の手続き(申請等)を済ませ、「優良講習」対象者に該当するかどうか確認の上、受講してください。

更新手続きは、誕生日の前後合わせて2ヶ月の間に行ってください。

と き 11月20日(木)・18時から
ところ 奈井江町文化ホール(JR奈井江駅前)

はい!こちら119番



その他の出動	救助出動	救急出動	警戒	火災出動	区分	
					期 間	
0 (2)	0 (1)	5 (34)	1 (2)	0 (0)	9月1日 ↓ 9月30日	9月分
3 (17)	0 (6)	44 (251)	1 (5)	1 (2)	1月1日 ↓ 9月30日	累計

浦臼町内の出動状況()内は奈井江・浦臼支署全出動状況

ひとのうごも

男 751人(-2人) 女 794人(-4人)
計 1,545人(-6人) 世帯数 764戸(-4戸)
()内は前月との比 ■9月末現在

9 / 12 長寿のお祝い 敬老会

農村センターにて、敬老会が開催されました。今年度は129名が参加し、参加者は友人との再会を喜び、会話を楽しみました。

参加者のうち、今年度米寿になられた方に花束が贈られました。

会の後半には認定こども園とゆうあいの郷による余興が行われ、認定こども園の園児たちは「勇気100%」等の合唱とダンス、ゆうあいの郷の職員は太鼓の演奏を披露しました。参加者は笑顔で拍手や手を振るなどして余興を楽しみました。



10 / 8 避難行動の理解を深める 晩生内地区防災訓練

晩生内地区コミュニティセンターにて、晩生内地区にお住まいの方を対象にした防災訓練が開催されました。今回の防災訓練は避難所の運営・設営方法の習得、地域住民同士の連携を強化し、災害時の自助・共助の意識を高める目的で行われました。

参加者はグループに分かれ、段ボールベッドとテントを実際に組み立て、避難所の設営について理解を深めたあと、非常食の試食を行いました。

浦臼・鶴沼地区の防災訓練は来年度以降に行う予定です。



10 / 14 練習の成果を披露した 認定こども園発表会

認定こども園なかよしにて発表会が開催されました。園児たちは劇やダンス、楽器の演奏など日頃の練習の成果を保護者に披露しました。

第一部では0歳から3歳の園児による「桃太郎」や「できるかな」の劇や「からだ☆ダンダン」などのダンス、第二部では4歳から5歳の園児による劇「めっきらもっきらどおんどん」や「ライオンキング」などが披露されました。園児たちの一生懸命頑張る姿に会場から盛大な拍手が送られました。



10 / 18 会場が笑顔に包まれたステージ 開校30周年記念 浦臼小学校学習発表会

浦臼小学校にて学習発表会が開催されました。開校30周年に開催された今回は「30周年笑顔がかがやくステージへ」をスローガンに、生徒たちは劇や演奏、合唱などを披露しました。

低学年は普段学校で習う算数や音楽などを組み込んだ劇「まほうの学校としれんのとびら」を披露しました。中学年は「みんなみんな輝いている」をタイトルとし、授業で習ったダンスやいなす太鼓などを披露しました。高学年は「銀河鉄道999」の演奏後、空知と浦臼について学び発表した劇「今と未来のふるさと浦臼」を披露しました。未来人として登場した生徒の姿に、この日一番の笑いが起きました。劇の最後には観客も混ざって一つの大きな輪になり、浦臼音頭をおどり会場から盛大な拍手が送られました。

